

都市行財政の充実強化について

(新潟県市長会)

都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、国においては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 地方交付税等の確保について

- (1) 地方の実態に即した財政需要を的確に見込み、必要な地方交付税総額を確保するとともに、人口減少や基金残高増加が普通交付税減額の要因とならないよう、算定方法の見直しなど、適切な措置を講じること。
- (2) 令和8年度地方財政計画において、施設管理等の委託料の増加分が計上されたが、十分な金額とはいえないことから、増大する行政経費に見合った十分な財政措置を講じること。
また、物価高騰に伴う行政サービス維持に必要な経費の増嵩や人事院勧告等に伴う人件費の増加に対し、普通交付税による一定の措置が講じられているものの、依然として措置額を上回ることが見込まれていることから、必要な財政措置を講じること。
- (3) 国内に住所を有しない外国居住者が納税義務者となる場合の地方税の賦課徴収対策を図るため、地方税法に規定する納税管理人の地域要件を拡大するなど、必要な法整備を行うこと。

2 地方債等の充実について

- (1) 過疎対策事業債及び辺地対策事業債について、安定的かつ計画的な事業実施のため、所要額を確保すること。
- (2) 公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度までとされている時限措置を延長するとともに、公共施設等の除却のみの事業に対し地方交付税措置を講じること。
- (3) 社会資本整備総合交付金である優良建築物等整備事業については、同交付金交付要綱により、財政法の規定に基づく公債対象経費に該当するものとされていることから、起債の充当を認めること。

3 国庫補助金の財源確保について

国の施策に基づき実施する事業やサービスについて、特に福祉関係については、市民に定着したサービスに対するものが多いことから、地方自治体の事業執行に支障が生じることのないよう、補助率どおりの必要額を確保し、交付すること。

あわせて、当該年度において、補助率どおりの交付がなされない補助金について、翌年度以降に交付されるよう仕組みを構築すること。

4 教育環境・文化振興の充実強化について

- (1) 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な支援を行うため、特別支援教育支援員や学校看護師の配置に対する財政措置を拡充するとともに、教育補助員人件費への財政支援を講じること。

また、学校事務支援員の配置に係る財政支援を講じること。

- (2) 自治体の財政力により地域間格差が生じることのないよう、全額国費による小学校給食費の完全無償化を実現すること。

早期に実現できない場合は、基準額を全国平均とせず、物価動向や地域の実情等を踏まえ、各都道府県の最新の状況に沿った額とするなど、十分な水準に設定すること。

また、中学校給食費の負担軽減についても早期実現を図るとともに、幼児教育・保育における副食費についても、国による無償化に必要な予算措置を講じること。

- (3) 部活動の地域展開に当たっては、自治体や保護者に過度な費用負担が生じることなく、持続可能な仕組みづくりを図るため、国の施策として財政支援を継続・拡充すること。

- (4) 公立学校施設の新増改築や長寿命化、学習環境改善のための施設整備等を計画的に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、広範な補助メニューの設定や物価高騰等を反映した補助単価への見直し、国庫補助率の嵩上げなど、財政措置の拡充を図ること。

- (5) 長寿命化計画に基づく社会体育施設の大規模改修に対する財政支援制度を創設すること。

- (6) G I G Aスクール構想実現のために整備した I C Tの維持・更新に必要な経費等について、十分な財政措置を継続して講じるとともに、I C T支援員の配置や G I G Aスクール運営支援センターの設置に係る費用について、更なる財政支援を講じること。

また、高等学校の生徒一人1台端末の更新に係る継続的な支援を講じるとともに、次世代校務D X環境の実現のための環境整備に係る費用について、財政支援を講じること。

- (7) 文化財の保存・伝承に係る現行の支援制度では、必要とする支援に結びつかない事例も発生していることから、価値ある文化財を後世に守り引き継いでいけるよう、補助率の高率設定や補助対象の拡大など、財政支援の拡充を図ること。

5 情報通信基盤の整備について

地方公共団体情報システムの標準化に係る移行経費及びシステム標準化により増加した運用経費に対する必要かつ十分な財政支援を講じるとともに、地方公共団体情報システム運用最適化支援事務費補助金を令和9年度以降も継続すること。

6 税制改正に伴う自治体への負担回避について

税制改正といった国の制度改正を起因とする減免等の特例的な措置の実施に際して、令和7年度税制改正において非課税者の対応について自治体の判断に任せたケースがあった。国税の改正に伴う住民への対応については、自治体間での差異を生じさせること無く、公平性を確保し、統一的な対応が図られるよう、国が責任をもって対応すべきである。今後、「給付付き税額控除」制度導入や、消費税率の時限的な引下げが予定されており、こうした国の税制改正にあたっては、地方財政への十分な配慮を前提とし、国の責任において、実施主体の事務負担に十分配慮したシンプルかつ効率的な制度とするよう、国と地方が緊密に連携し検討を進めることを強く求める。